



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

過納付相続税相当額の国家賠償請求を認容 —固定資産税評価の誤りと相続税過大納付の相当因果関係—

今回ご紹介する判決は、被告市長が必要ながけ地補正等を行わず過大に決定した固定資産税評価額を基に倍率方式により土地の評価をしたため、相続税の過大納付となった事例です。判決では、被告市長の過失を認定し、更正の請求が認められず過納付となった相続税相当額を損害として認定し、原告の国家賠償請求を全部認容しています。(平成 18 年 5 月 17 日横浜地裁・認容・Z888-1095)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

平成 3 年 5 月 10 日相続開始の本件相続税申告のため、原告 A は本件土地（財産評価通達 21 に規定する倍率方式により評価すべき土地に当たる。）の固定資産税評価証明書を取得する過程で他の山林が現況地目宅地として課税されていることを知り、土地の固定資産価格が相当であるのか疑問を抱きました。原告 A は、土地の調査を申請し、その結果、市役所職員 E は実測図と土地の現況を確認の上、奥行価格逕減割合法の補正率を 0.95 から 0.90 に変更し、修正固定資産価格（4383 万 1749 円）の決定をしました。原告 A は本件価格に倍率 5.9 を乗じて土地の相続税評価を行い申告書を提出しました。

その後、平成 15 年度の固定資産価格が不当に高額ではないかと疑問を抱いた原告 A は、市役所に再度調査を依頼し、資産税課係長 F らの現況の調査及び資料に基づく検討の結果、市役所は評価方法の誤りを認め、また、固定資産評価審査委員会の決定に基づき、平成 15 年 7 月 1 日及び同年 12 月 1 日に、平成 3 年度ないし 14 年度の過大に納付された固定資産税を原告 A に返還しました。

原告 A は、当該修正固定資産価格に基づき本件土地の評価をやり直し、平成 15 年 12 月 22 日に更正の請求をしましたが却下され、本件国家賠償請求を提起するにいたりました。

裁判所は、被告市長は固定資産評価に当たり、固定資産評価基準及び同基準を補完する事務取扱要領に拘束されることを前提として、被告市長の過失・違法性を認定し、原告の過納付相続税相当額の全額（1956 万 600 円）を損害額と認定しました。

【裁判所の判断】

- 被告市長は、特別の事情がない限り、評価基準及び事務取扱要領に拘束され、これらの規範に従って適切に固定資産の価格を決定する注意義務を負い、その適用に当たって被告市長の裁量は著しく制約されているというべきである。したがって、被告市長において、評価資料を収集し、これに基づき固定資産価格を決定する上において、上記規範に従わざ職務上通常尽くすべき注意義務を怠り漫然と固定資産の価格を決定したといえる場合には、その行為には国家賠償上の過失及び違法性が認められるというべきである。
- 本件事実関係の下においては、平成 3 年当時被告市長としては、本件土地に係る固定資産価格について誤った評価を行えば、その後に行なわれる相続税の課税価格に影響を及ぼし、原告 A らが適正な相続税額を納付することができないことは十分に予見し又は予見することが可能であったといえるから、被告市長の過失と原告らが被った相続税の過納付の損害との間には、相当因果関係が認められるというべきである。

..... (税法データベース編集室 正木洋子)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

◇以上の判決について詳細（全文・A4 版 36 枚）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますのでご一報ください。